

令和5年4月21日  
総合教育会議決定

## 「京丹後市の新たな教育・人材育成の在り方に関する検討会」 設置要綱

### 1. 趣旨

本市におけるこれまでの様々な取組を基礎としつつ、Society5.0に対応した新たな教育・人材育成の在り方の検討を進めるため、「京丹後市の新たな教育・人材育成の在り方に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

### 2. 検討事項

- (1) 地域資源を織り込んだ Society5.0 に対応する教育内容
- (2) 教育効果と地域の付加価値を最大化するシームレスな制度の在り方
- (3) 地域・産業界と連携した教育・人材育成の在り方 等

### 3. 組織及び運営

- (1) 検討会は、学識経験者及び各種団体の関係者をもって組織し、委員の任期は令和6年3月31日までとする。
- (2) 検討会に座長を置き、検討会の委員の互選により決定する。
- (3) 座長の任期は、委員の任期によるものとする。
- (4) 座長は、検討会の議事を運営する。
- (5) 座長が検討会に出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。
- (6) 検討会の会議は、教育長が招集する。
- (7) 座長は、必要があると認めるときは、専門的知見を有する者を会議に出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- (8) 検討会は、原則として公開で開催するものとする。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

### 4. 検討会の事務等

教育委員会事務局は、市長公室の協力を得ながら検討会の事務を掌理するとともに処理する。